

オアシスからのお知らせ

東京三弁護士会合同研修会 「成年後見実務の運用と諸問題」

2021年12月20日、弁護士会館講堂クレオにて、東京家庭裁判所後見センターの村主幸子裁判官、日野進司裁判官、島田旭裁判官をお招きし、東京三弁護士会主催の研修会「成年後見実務の運用と諸問題」を実施した。

講演内容は今後の成年後見業務を行う上で極めて有用かつ重要な事項に関するものであり、研修会に参加できなかった会員の方々にも情報を提供すべく、研修内容から特に関心の高いと思われる内容を抜粋して紹介する。研修内容全文については、オアシスニュースとしてオアシス ML で配信及び会員サイトに掲載している。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

アクセスはこちらから

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/koureisyougai/news/20211220.html>
東京弁護士会会員サイト>委員会・法律研究部>委員会>高齢者・障害者の権利に関する特別委員会



裁判所からのお知らせ

1 診断書定型書式の一部改訂

後見等申立時に診断書を添付する場合には、成年後見用の診断書定型書式の利用をお願いしているが、今般この定型書式の記載のうち、主に医学的診断及び判定の根拠の質問項目の一部等を修正することについて、医療関係団体と最高裁家庭局との間で協議が整い、書式が一部改訂されることになった。

改訂版の診断書書式及び手引については、最高裁家庭局から医療関係団体、厚生労働省及び専門職団体等に対して情報提供され、厚生労働省には地方自治体への周知を依頼している。これを受けて、当庁では、令和4年4月1日以降の申立てについては原則として改訂版の定型書式による診断書を添付していただく取扱いになる。

改訂版書式のデータについては、令和4年1月上旬、東京家裁後見センターのウェブサイトに掲載す

る予定である。なお、最高裁のウェブサイトには、すでに改訂版書式のデータが掲載されている。

そこで、取扱いの開始前に当たる令和3年度中に改訂版書式により作成された診断書が添付された申立てがされた場合であっても、成年後見用の定型書式による診断書が提出されたものとして取り扱うこととする。また、例えば、令和3年度内に申立ての準備に着手し、申立てが令和4年4月1日以降になるケースなど、令和4年4月以降の申立てにおいて、現行の書式によって作成された診断書が添付される場合も想定されるので、令和4年4月1日以降の申立てにおいて現行書式により作成された診断書が提出された場合であっても、一定期間は成年後見用の定型書式による診断書が提出されたものとして取り扱う予定である。

2 ゆうちょ銀行による 後見制度支援貯金の取扱開始

後見制度支援貯金については、これまでも各種金融機関が随時取扱いを開始しているが、令和3年9月27日から、ゆうちょ銀行が全国の直営店で後見

制度支援貯金の取扱を開始した。書式としては、従前の支援貯金と同様のものを使用していただく。具体的な内容については、必要に応じてゆうちょ銀行のウェブサイト等で確認していただきたい。

なお、預入限度額が通常貯金等と合わせて1300万円とされており、定期定額送金のサービスはないので、利用の検討に当たってはこの点に注意していただきたい。

3 成年年齢の引下げ

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳、19歳に達している方は、その日から成年となる。これによって未成年後見の対象年齢に関しても、現行の20歳未満から18歳未満となることから、未成年後見開始申立ての際はこの点に留意していただきたい。

未成年後見人又は未成年後見監督人をされている方々においては、まず、未成年者がいつ成年になるのかというのを改めて確認していただき、未成年者が成年に達した場合には、通常どおり、10日以内に市区町村役場に後見終了届を提出いただき、2か月以内に財産を未成年者であった者に引き継ぎ、3か月以内に引継書を家庭裁判所に提出するなど、通常の未成年者が成年となった場合と同様の必要な対応をしていただきたい。

本人死亡後の引継に関する問題

1 民法870条の後見の計算について

民法870条の条文は「後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算をしなければならない」となっている。

まず、本人が死亡した場合には、成年後見等は当然に終了し、成年後見人等の法定代理権等の権限も消滅する。この場合、後見人等は2か月以内にその管理の計算をする義務を負うものとされている。ここにいう「管理の計算」とは、成年後見人が就職してから後見終了に至るまでに後見事務の執行に関して生じた財産の変動及び現状を明らかにすることとされている。この「管理の計算」のことを「後見の計算」ということもある。

なお、後見監督人があるときには、「後見の計算」は監督人の立会いをもってしなければならないとされている。

この「後見の計算」につき、誰に報告をすべきかという点については、民法に明確な規定はないが、本人死亡の場合には、その相続人に対して行うべきものと一般的には解されている。なお、裁判所や後見監督人は、後見監督の作用として当然に計算書の提出を求められることができるとされている。

2 同意書の要否

本人死亡後に相続人に相続財産を引き継ぐに際し、相続人が複数存在する場合であっても、相続人のうちの1人が相続財産を引き継ぐ意向を有しているのであれば、ほかの相続人の意向にかかわらず相続財産すべてをその相続人に引き継ぎ、引継書を提出していただくことで差し支えない。したがって、後見センターとしては、相続人全員の同意書の提出までは求めてない（相続人間で相続財産をめぐる紛争が生じたとしても、それは相続人間で解決すべき問題である）。

もっとも、元後見人等がそのような引継ぎをした場合に、後に相続人間のトラブルに巻き込まれるおそれもあるため、専門職後見人等としては、一般的にはそのような引継ぎを行うことには消極的であり、相続人全員の合意によって受領代表者を選任してい

ただ、その者に引き継ぐという形が多いものと認識している。他方で、既に財産管理権を失っている元後見人等が長期間にわたって相続財産を管理していることは、法が想定しないものとも考えられ、また、既に後見事務終了までの報酬を付与している以上、引継ぎまでの財産管理に要した労力を報酬に反映させることが困難な場面も出てくる。

そのため、相続人間の対立が激しく、引継ぎが困難であるなどの事情がある場合には、民法918条2項に基づく相続財産管理人の選任の申立てを検討していただくことになると考えられる。

3 民法918条2項の 相続財産管理人選任について

(1) どのような場合に申立てするのか

後見センターに申立てがされるのは、元後見人等において相続人に財産を引き継ぐことが困難な事例ということになる。例えば、先ほど説明した、相続人のうちの1人が引き継ぐ意向を示しているものの、相続人間の対立が激しく、その者に相続財産を引き継ぐことによりほかの相続人から責任追及される恐れがある場合や、あるいは、相続人全員が遠隔地に居住していたり高齢であったりして、引継ぎに応じないというような場合、このほか元後見人が親族である場合で、独力による相続人調査ができず、戸籍上の相続人の存否が確定できないような場合にも、申立てを検討していただくということになる。

(2) 申立てに際して必要な資料

申立てに当たっては、本人が死亡したことを裏付ける資料（死亡記載のある除籍謄本や後見登記閉鎖事項証明書等）のほか、以下のような資料が必要となる。

まず1つ目として、本人について相続人が存在することを裏付ける資料が必要となる。戸籍謄本等が

考えられるが、申立ての段階においては、相続人が1人でも存在することが明らかであれば、必ずしもすべての相続人を戸籍によって明らかにする必要はない。

それから2つ目として、相続財産の保存のために相続財産管理人の選任を要する事情の裏付け資料が必要となる。例えば、元後見人等が相続人に引継ぎに応じるよう求めた連絡文書であるとか、これに対して引継ぎを拒絶する内容の相続人の回答書などが考えられる。申立書において具体的な事情が説明されている場合、疎明資料は必ずしもそこまでは求めていない。もっとも、通常は後見事件の記録において、ある程度の事情は判明していることが多いと考えられる。

その他、相続財産目録及びその裏付け資料については、元後見人が候補者となっている場合には、申立て時点で必ずしも提出しなくてもよいが、提出がない場合には、選任後の初回報告で提出を求めるということになる。

以上は一般論であり、事案に応じて提出いただく資料は異なることがあるため、あらかじめご照会いただくか、ひとまず申立てをした上で追加の指示をお待ちいただきたい。

(3) 誰が選任されるのか

裁判所において当該事案ごとに適任者を選任しているが、後見事務の内容や親族の状況等を把握している元後見人等に委ねた方が相続人への引継ぎが円滑になされると判断された場合には、元後見人等がそのまま相続財産管理人として選任されるということもある。このため、もしそのまま相続財産管理人としてご協力いただけるということであれば、そういったことを申立書にご記載いただきたい。

(4) 選任に要した手続費用

審判書においては、手続費用は申立人の負担と

されていることが多いかと考えられるが、元後見人による相続財産管理人選任の申立ては、相続人全員のための事務管理と見ることもでき、本来的にその費用を元後見人自身が負担する理由に乏しいと考えられることから、相続財産管理人としての立場において、申立てに至った元後見人等の中で精算することは十分あり得るものと考えている。

(5) 民法918条2項の相続財産管理人の職務

民法27条ないし29条が準用されているため、不在者財産管理人の権限と同一の権限を有するということになる。ただし、民法918条2項の相続財産管理人の具体的な職務としては、相続人に相続財産を引き継ぐということになる。したがって、引継ぎに向けた準備、すなわち元後見人等から相続財産を引き継ぎ、戸籍を調査して相続人を確定して、財産目録を作成するといったことをしていただくことになる。

注意していただきたいのが、民法952条の相続人不存在の場合の相続財産管理人との違いで、民法952条の相続財産管理人は、相続財産の清算に向けられた手続きの積み重ねが予定されているが、民法918条2項の場合にはそういったことは予定されていない。

したがって、選任公告や相続債権者等に対する請求申出公告等は予定されておらず、相続財産を換価したり清算するということが想定されていない。

また、預貯金については、被相続人名義でそのまま引き継いでいただければ足り、不動産については相続財産管理人名義に移転登記することは想定されておらず、そのまま管理をしていただければ足りる。中には管理人において不動産の登記名義を変更しようとしたり、不動産を売却して清算しようとしたというようなケースもあったが、そのようなことは想定されていないため、ご注意ください。

(6) 相続人不存在が判明した場合

相続人の不存在が判明した場合には別途民法952条の相続人不存在の相続財産管理人の選任が必要となるため、この場合には家事1部1係の方に別途申立てをしていただくことになる。

(7) 管理期間

管理期間については、相続人に相続財産を引き継ぐために選任されているため、引継ぎ業務が終了するまでということになる。より具体的には、相続人に相続財産を引き継いでいただいた上で、管理終了報告と併せて相続財産管理人選任処分取消しの申立てをしていただき、裁判所において選任処分取消審判がなされた時点で任務が終了ということになる。

(8) 法改正について

令和3年4月の民法等の一部改正によって、新たに民法897条の2第1項の相続財産管理人の制度というのが新設されたが、この条項による相続財産管理人の権限、義務、職務については、民法27条ないし29条の不在者財産管理人に関する規定が準用されているため、現行の民法918条2項の相続財産管理人の権限から変更はないものと考えられる。

なお、相続財産保存のための相続財産管理人の選任要件について、民法897条の2第1項ただし書で限定が付されている。すなわち、①相続人が1人である場合において、その相続人が相続の単純承認をしたとき、②相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき、③民法952条1項の規定により相続財産の清算人が選任されているときには、新しい民法897条の2の規定による相続財産管理人は選任できないこととされているため、この点にはご注意ください。